平成２７年（フ）第１０７号
島根県出雲市小山町454番地１　ワンピースＡ－103
債務者　原　　康彦
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５９号
山形県長井市本町２丁目６番33号　グランデールＮＡＧＡＩ　202号、申立時の住所山形県西置賜郡白鷹町大字中山424番地
債務者　佐藤　裕也
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６０号
山形県米沢市窪田町窪田100番地の37　市営住宅Ａ－１－４号室
債務者　渋谷　昌之
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２７３号
千葉県佐倉市稲荷台２丁目５番地15　サンハイツ102
債務者　山本三枝子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８７号
千葉県成田市久米野296－10、住民票上の住所千葉県成田市南平台1142番地30
債務者　松村　櫻子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８３４号
名古屋市港区当知４丁目1501番地　当知西荘４棟710号
債務者　カフェテラスリバティこと　古市　壽江
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４３号
高知市愛宕山南町５番１号　コーポさかもと102
債務者　橋本　景子
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９２４号
札幌市南区石山２条２丁目２番15号
債務者　丹羽　智子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３１号
札幌市南区真駒内617番地49、申立時の住所札幌市南区真駒内618番地50
債務者　坂田　末記
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３８号
札幌市南区川沿12条４丁目３番16号
債務者　小野　拓也
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７３号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番19号　第１佐藤マンション205号
債務者　本間由希子（旧姓高山）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８９号
札幌市清田区北野５条４丁目19番46号　いずみハイツ北野Ａ－101号
債務者　佐藤恵理子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２００６号
札幌市豊平区平岸１条８丁目３番30号　トルナーレ18　203号
債務者　伊藤　聖子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２７号
釧路市駒場町８番３号
債務者　内谷　紀郎
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２８号
釧路市駒場町８番３号
債務者　内谷　律子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
岩手県久慈市天神堂第32地割18番地１　松村アパート５号
債務者　浜坂ルミ子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第３２１号
群馬県伊勢崎市曲沢町389番地１　ヴェルドミールＢ202
債務者　角田あかり（旧姓増田）
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係